

	号外	定価1部2円	私たちの賃金改定の重要なポイントです。人事委員会の動向に注目を！	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2294
	第3種郵便物認可	岩手県庁内		2014年 9月 11日

14 県人勸情報 - ③

月例給・一時金の引き上げを！ 給与制度の総合的見直し勧告阻止！！

--- 全分会・全組合員で「職場決議」「個人ハガキ」を集約しよう ---

地方公務員共闘会議（議長：砂金良昭・岩教組委員長）は、来週16日に人事委員会花山職員課総括課長と交渉を行い、月例給・一時金の水準引き上げと諸手当の改善を求めるとともに、給与制度の総合的見直しを勧告させないよう、制度の問題点等を追及していく。

現在、交渉を押し上げていくために、人事委員会あて「個人ハガキ」及び、「職場決議」を集約中だ。全分会・全組合員の声をしっかりと結集させていこう。

国人勸の検証① 7年ぶりの引き上げ勧告というけれど…

人事院勧告では、月例給・一時金とも久々のプラス勧告となり、初任給層では2,000円引き上げるなど、若年層を中心に改善される。しかし、各級高位号俸の昇給幅は圧縮されており、行(一)表の場合、3級100号以降・4級84号以降（右表）・5級76号以降・6級68号以降などの引き上げ額は「ゼロ円」となっている。7年ぶりの引き上げ勧告となり若手層に、年末調整時の「差額支給」が行われるものの、50代を中心とした高齢層は支給がないことになる。

また、一時金についても、引き上げ分は全て「勤勉手当」に配分するとしており、官民較差として表れた差額分は、一部の上位評価者に偏って支給され、均等配分されないなど大きな問題を含んでいる。

号俸	4級			
	現行		改正	
	俸給月額	間差	俸給月額	改定額
	百円	百円	百円	百円
81	3,809	6	3,811	2
82	3,815	6	3,817	2
83	3,821	6	3,823	2
84	3,827	6	3,827	0
85	3,833	6	3,833	0
86	3,839	6	3,839	0
87	3,845	6	3,845	0
88	3,851	7	3,851	0
89	3,858	6	3,858	0
90	3,864	6	3,864	0
91	3,870	6	3,870	0
92	3,876	7	3,876	0
93	3,883		3,883	0
94				

消費増税や燃油高騰等により4月以降の物価は3.3%上昇（総務省発表7月末時点）している。これに対応するために民間企業でも約2%の賃上げ（定期昇給（約1.5%程度）分込）が行われているにも関わらず、公務員労働者の高齢層職員はベア据置き同様の措置となっている。

国人勸の検証② 恣意的較差による引き下げ許さない(総合的見直し)

人事院は、私たちの再三にわたる要請を無視し、公務員人件費抑制を公約に掲げる政府自民党にすり寄る形で、給与制度の総合的見直しを行うよう勧告した。

4級						
号俵	現行	改正		改正(2015年4月~)		
	俸給月額	俸給月額	改定額	新俸給月額	改定額	改定率
	百円	百円	百円	百円	百円	%
61	3,685	3,696	11	3,623	▲73	▲2.0
62	3,691	3,702	11	3,629	▲73	▲2.0
63	3,698	3,709	11	3,636	▲73	▲2.0
64	3,705	3,716	11	3,643	▲73	▲2.0
65	3,709	3,719	10	3,646	▲73	▲2.0
66	3,716	3,726	10	3,653	▲73	▲2.0
67	3,723	3,733	10	3,660	▲73	▲2.0
68	3,730	3,740	10	3,667	▲73	▲2.0
69	3,735	3,744	9	3,670	▲74	▲2.0
70	3,742	3,750	8	3,676	▲74	▲2.0
71	3,749	3,757	8	3,683	▲74	▲2.0
72	3,756	3,763	7	3,689	▲74	▲2.0

人事院勧告闘争期にも学習してきたように、今回の総合的見直しの最大の問題は、官民の比較方法を変更し、地域ごとの給与格差を恣意的にひねり出した点だ。新たな比較方法では、全国の民間給与水準の下位12県(下位1/4)を調査対象として抜き出し、その差額を俸給表へ反映する方法へと変更した。

これが実施されれば、来年4月からの支給額は、行(一)6級77号の△4.0%を最大に、50台後半層は軒並み3%台後半の賃下げ改定となる。

また、左図のように、現行4級64号(370,500円)の職員における総合的見直し後の給料月額が4級

68号(366,700円)となり、定期昇給分を加味しても、現行支給額よりも3,800円の賃下げとなる。同様の事例は、2級59号以降・3級56号以降・4級46号以降・5級35号以降など、中堅職員から該当する。総合的見直しが実施されれば、生計費維持は一層厳しさを増し、安心の生活は益々遠ざかる。

忘れてませんか? 職場決議 個人ハガキ

人事委員会に対して私たちの要求を強く訴えていくために、「職場決議」及び「個人ハガキ」を集約し、24日の事務局長交渉での提出を予定している。特に、個人ハガキは、組合員個々が抱える職場の人員課題や諸手当改善の要望などを、「私の意見」として記載できるものとなっている。怒りの声、ゆずれない要求を個人ハガキに託し、地公共闘の人事委員会交渉を押し上げていこう。

24日は県庁座り込みによる交渉支援を予定

24日(水) 13:00 地公共闘総決起集会(県公会堂大ホール)
14:00 県庁座り込みによる交渉支援